

令和3年度 第1回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年4月20日（火） 13時30分～14時6分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉 賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川 文士良	○	
	1番	委員	千葉 三智枝	○	
	2番	委員	青木 慶	○	
	3番	委員	青木 長男	○	
	4番	委員	千葉 力男	○	
	5番	委員	鈴木 正昭	○	
事務局		局長	岩渕 省一	○	
		次長	菅原 正宏	○	
		主任主査	平沢 梢枝	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

- 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 報告第 2号 農地法第18条の第6項の規定による届出について
 報告第 3号 農業使用貸借の合意解約の届け出について
 報告第 4号 農業委員会職員の任命について

- 議案第 1号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について
 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長
(13時30分開会)

- 議長 ただいまより令和3年度第1回平泉町農業委員会総会を始めます。
委員総数7名中、7名全員出席。よって、会議は成立しております。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、2番委員、4番委員の両名を指名します。会議
書記には、事務局の菅原次長、平沢主任主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 岩淵局長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長
説明願います。
- 岩淵局長 (本日の議案件数等を説明)
- 議長 「報告第4号 農業委員会職員の任命について」を先に行いたいと思いますが、
ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 異議なしと認めます。
- 議長 「報告第4号 農業委員会職員の任命について」、事務局より報告をお願いします。
なお、人事案件ですので質問等はございません。
- 岩淵局長 (報告案件の朗読)
- 議長 これで、「報告第4号」を終わります。
ここで、暫時休憩をいたします。(13:38)
- 議長 再開します。(13:39)
- 議長 それでは、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局説
明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 死亡による相続1件です。
- 議長 次に、報告第2号農地法第18条の第6項の規定による届出について、事務局
説明願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)
- 合意解約3件。所有権移転7件です。
- 議長 ただいまの「報告第2号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、「報告第2号」を終わります。
- 議長 「報告第3号 農地使用貸借の合意解約の届出について」、事務局より説明をお
願います。
- 平沢主任主査 (報告案件の朗読、説明)

合意解約1件です。

議長 ただいまの「報告第3号」について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、「報告第3号」を終わります。

議長 それでは議案審議に入ります。議案第1号農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

No.1からNo.6は農地所有者から非農地証明願が出されたもの、全部で6筆です。

議長 それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員 14日、6番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No.1、2は住宅ができたことから農機具の出入りできない状況から、畑としても利用していない状況で、非農地にしても問題ないと考えます。No.3は水田の形跡がなく法面になっている状況でした。No.4は長年耕作されおらず荒地となっている状況で、非農地にしても問題ないと考えます。No.5、6は、山間部に位置し、隣接している水田も原野化している状況で耕作できる状況にありません。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

議長 次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明願います。

平沢主任主査 (提出議案の朗読、説明)

生前贈与の所有権移転2件。使用貸借1件については、経営規模拡大として借り受けるものです。

議長 それでは現地調査をした委員、6番委員。

6番委員 現地調査の結果、現在農地として耕作されており、農地として活用する予定であり問題ないと考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

議長 暫時休憩します。(13:57)

議長 再開します。(13:59)

議長 質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、許可と決定します。

議長 次に、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

第1種農地の例外規定の住宅等で集落に接続して設置するに該当しますので、許可相当と考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、6番委員。

6番委員 現地調査の結果、現況は長年耕作されていない水田です。近隣農地への影響もないことから宅地に転用することは問題ないと考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、許可相当と決定します。

議長 次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

第1種農地の例外規定の住宅等で集落に接続して設置するに該当しますので、許可相当と考えます。

議長 それでは現地調査をした委員、6番委員。

6番委員 現地調査の結果、自宅前の畑となっております。近隣農地への影響もないことから宅地に転用することは問題ないと考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、許可相当と決定します。

これをもちまして、令和3年度第1回平泉町農業委員会総会を終わります。ご苦労様でした。

(14時6分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉賢一 ㊟

署名人 2番 青木慶 ㊟

署名人 4番 千葉力男 ㊟